

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

※本契約の締結は本契約に係る予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年11月8日

1 業務概要

- (1) 件名 世田谷区ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業委託
- (2) 履行期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
- ※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。本契約における予算に減額、削減があった場合には契約の内容を変更することがある。

2 業務内容

- ① 学習支援ボランティアの確保及び登録事務
- ② 参加児童の受付及び登録事務
- ③ 学習支援の実施内容及び実施方法等
回数：全120回（5会場×12ヶ月×2回/月）
日時：原則として、第1、3土曜日の午後2時～午後4時
会場：5会場（※区が会場を用意するため、会場使用料は不要）
対象者：各会場とも、登録児童20名（定員）
参加費：無料
- ④ その他学習支援の実施（提案型講座の開催）
- ⑤ 学習支援ボランティアの人材育成
- ⑥ 専門家によるスーパーバイズの実施
- ⑦ 事業実施報告書の作成
- ⑧ 学習支援ボランティアへの活動費等の支払い

2 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 国、自治体又は公益法人から補助を受け、又、委託事業として、ひとり親家庭を支援する事業、あるいは子どもの学習を支援する事業の実績を有している法人であること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 審査

委託事業者選定委員会を設置し、提出書類の審査及びヒアリング審査をもとに、合議のうえ決定する。

(1) 書類審査

提出された書類に基づき審査を行う。

審査は審査委員会の各委員が行うものとする。

書類審査期間：12月26日（木）～令和2年1月16日（木）

(2) ヒアリング審査

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリングは法人代表者（または法人を代表して責任ある回答のできる者）を含む1名以上で参加すること。

ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

書類審査、ヒアリング審査の合計得点が最も高いものを選定事業者とする。

ヒアリング予定日：令和2年1月23日（木）予定

結果通知日：令和2年1月30日（木）予定

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- ① 事業実施方針の理解度
- ② 職員配置・事業実施体制の内容
- ③ 教室マネージャーに関する提案内容
- ④ スケジュールの具体性
- ⑤ 学習支援ボランティアの確保の見通し
- ⑥ 参加児童の受付体制及び面談方法
- ⑦ 学習支援の実施内容及び実施方法
- ⑧ その他の学習支援（提案型講座）の実施内容及び実施方法
- ⑨ 学習支援ボランティアへの研修及びフォロー体制
- ⑩ 事業実施報告書の作成内容
- ⑪ その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等、実施箇所・定員数の増設）

(2) 法人の経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。

(3) 見積もりの金額、内容は妥当なものであるか。

6 手続き等

(1) 担当課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子育て支援

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 区役所第1庁舎5階

電 話：03-5432-2569

FAX：03-5432-3081

お問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 事業者向け説明会の開催

- ①日 時：令和元年11月19日（火）午後3時～
- ②会 場：世田谷区立子ども・子育て総合センター3階研修室
- ③申込み：令和元年11月15日（金）までに申込用紙を上記担当課にファクシミリで送付すること。申込用紙の配布は、上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロードで行う。

(3) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間：令和元年11月8日（金）より11月22日（金）正午まで
- ②場 所：上記（1）に同じ。
- ③方 法：上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロード
なお、土日・祝日はホームページのみとする。

(4) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

- ①期 限：令和元年11月22日（金）正午必着
- ②場 所：上記（1）に同じ。
- ③方 法：持参または郵送すること（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。）

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

- ①期 限：令和元年12月23日（月）正午必着
※ただし、提案書に添付する財務諸表については、令和元年12月16日（月）までに提出すること。
- ②場 所：上記（1）に同じ。
- ③方 法：持参または郵送（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。）

(6) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

※令和2年1月23日（木）を予定しているが、招請事業者数等により予定を変更する場合がある。

(7) 審査結果通知

※令和2年1月30日（木）に文書で通知する（予定）。

7 スケジュール

説明書交付期間	令和元年11月8日（金）～11月22日（金）正午
事業者向け説明会申込締切	11月15日（金）
事業者向け説明会	11月19日（火）
参加表明書の受領期限	11月22日（金）正午
招請通知発送	11月25日（月）
質問提出期限	11月27日（水）正午
質問回答	11月29日（金）
企画提案書受領期限	12月23日（月）正午
書類審査期間	12月26日（木）～令和2年1月16日（木）
ヒアリング審査	令和2年 1月23日（木）
結果通知	1月30日（木）

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、契約に際して、区は提案の内容に拘束されない。
- (9) 詳細は説明書による。